

令和4年度 (株)六協 安全衛生大会

令和5年1月18日(水) 14:00~16:00



六協 安全方針

社員、協力会社の協力のもと、安全衛生管理活動に取り組み「三大災害（墜落・転落）（崩壊・倒壊）（重機災害）」を重点に“ゼロ災運動”を推進することで安全で快適な環境をつくる。

六協 令和4年度 安全スローガン

「ひとつの意識で 守れる心身 作れる安全」

六協 安全衛生委員会

式次第

会場：諏訪自動車会館 Bu-bu1 F 大会議室

14:00～

1. 開会の辞
2. 開会挨拶
資料①「安全衛生大会の開催に際して」
3. 岡谷労働基準監督署長メッセージ(代読)

14:15～

4. 安全講習
第1部(60分)
労災事故に遭わないためには 講師：建災防長野県支部 安全管理士 若林様
資料②「労災事故に遭わないためには」
※ 休憩(5分程度)

15:20～

- 第2部(20分)
インボイス制度の概要 講師：諏訪税務署 竹ノ内様
資料③「インボイス制度について」

15:40～

5. 六協安全衛生委員会より連絡
災害・事故発生時の対応
資料④「災害・事故発生時の連絡フロー」
STOP! 冬季労働災害
資料⑤「STOP! 冬季労働災害」
6. 決意表明唱和
資料⑥「決意表明」
7. 閉会挨拶
8. 閉会の辞

16:00 終了

<資料①>

安全衛生大会の開催に際して

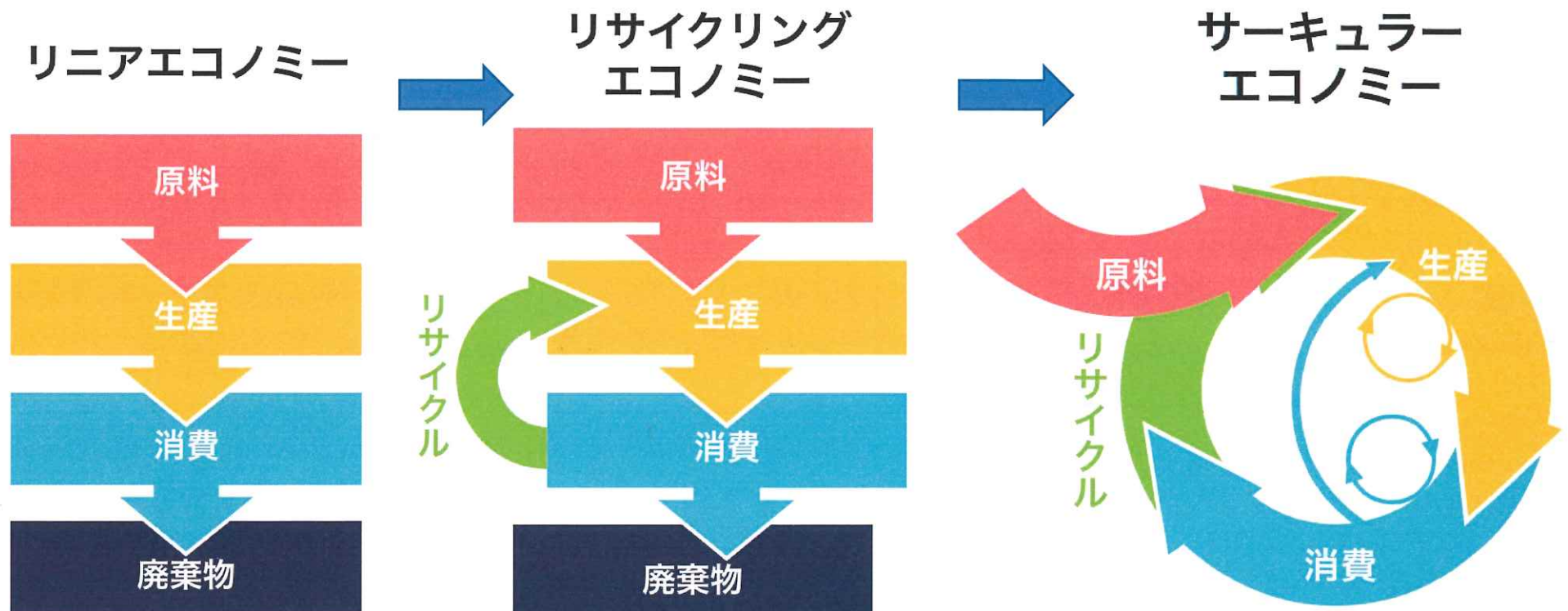


株式会社 **六 協**

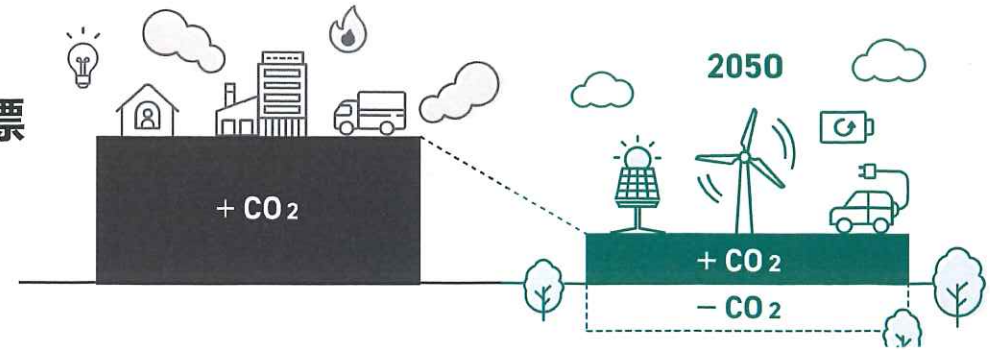
代表取締役社長 河西 徹

Sustainable Construction

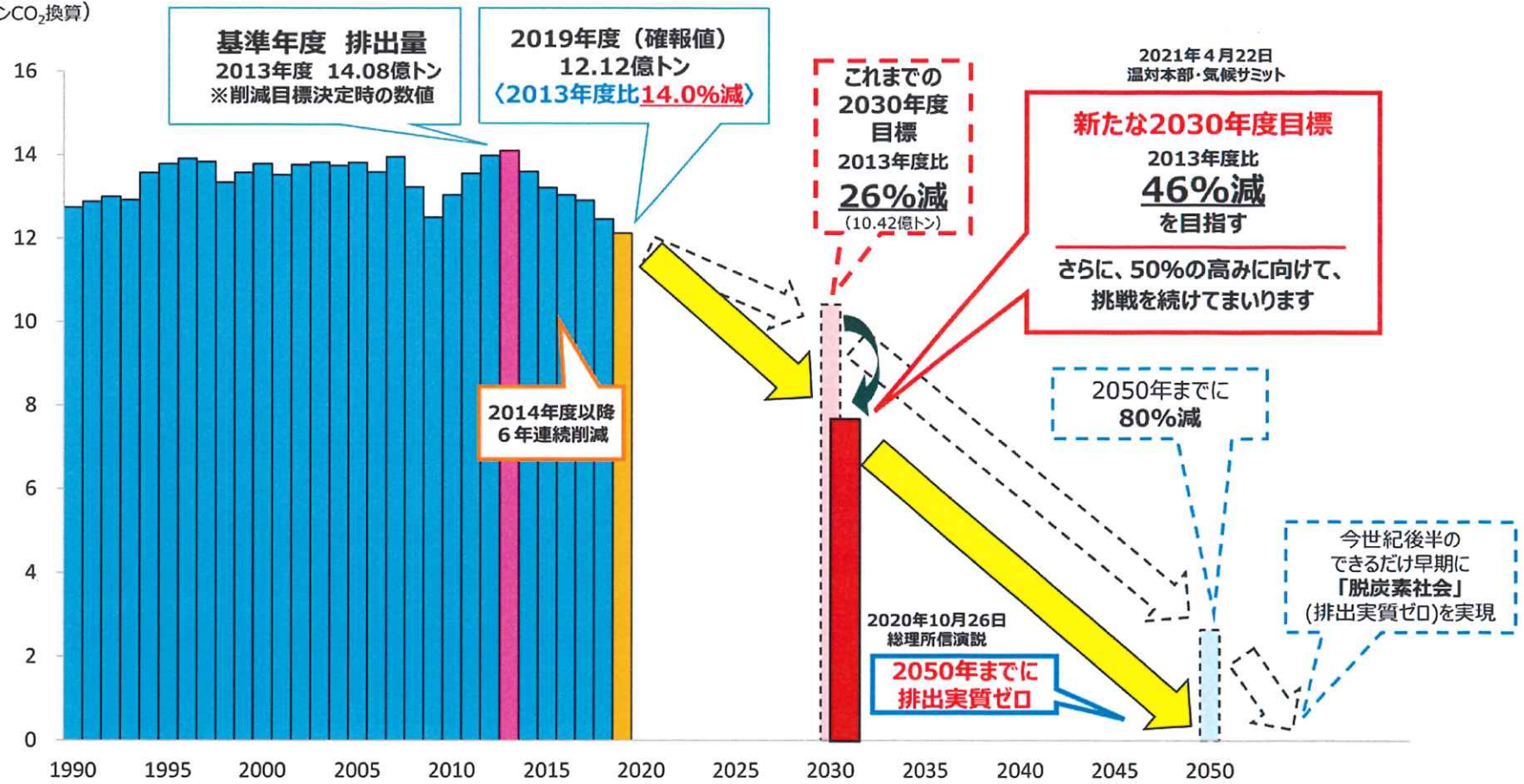
持続可能な建設業



日本のカーボンニュートラルへの削減目標



排出量
(億トンCO₂換算)



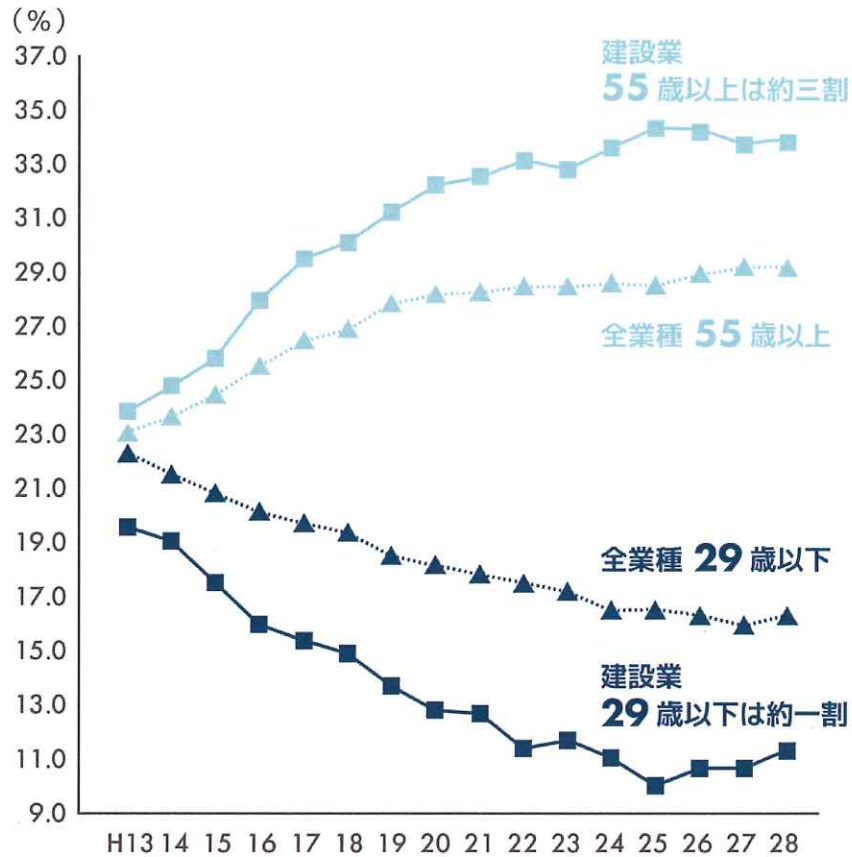
(出典) 「2019年度の温室効果ガス排出量 (確報値)」
及び「地球温暖化対策計画」から作成

中期目標

長期目標

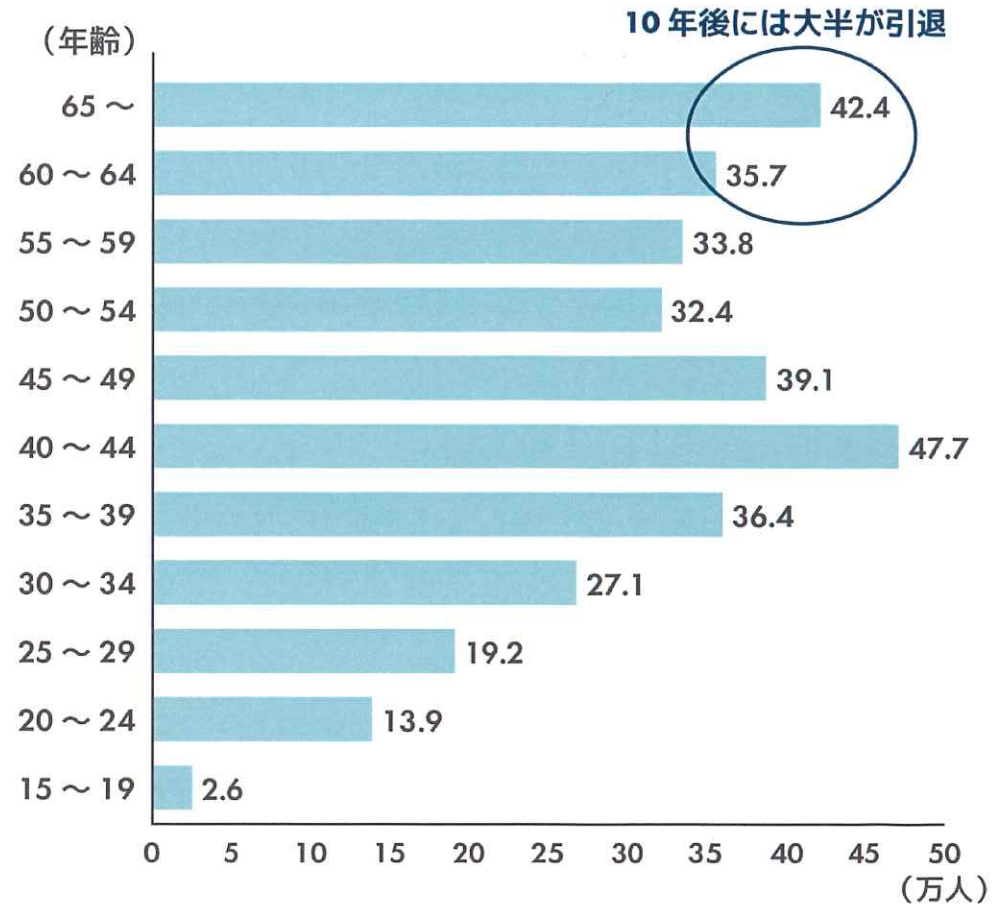
建設業の就労人口減少と高齢化

pic 01 建設業就業者の高齢化の進行



国土交通省「建設業及び建設工事従事者の現状」を基に作成

pic 02 高齢者の大量離職の見通し



国土交通省「建設業及び建設工事従事者の現状」を基に作成

「カーボンニュートラルへの対応」についての施策

1. 二酸化炭素排出量の算出と削減目標の設定
(S B T国際認証の取得)



2. 中規模木造建築システムの商品化
(昨年より商品開発を進める)



3. 建設未使用残材、廃材の再利用、再生利用の仕組化
(リサイクルセンターの新たな形)



「建設業の就労人口減少」についての施策

1. DX化による生産性の向上
(現場でのDX化を推進)



2. 作業や業務の細分化による就労間口の拡大
(作業や業務を棚卸し、熟練の技術者や技能者にしかできない仕事とそれ以外を区分する)



3. 建設技術者、技能者をあこがれの職業へ
(現場見学会の実施やDIY講習会等の実施)



<資料②>



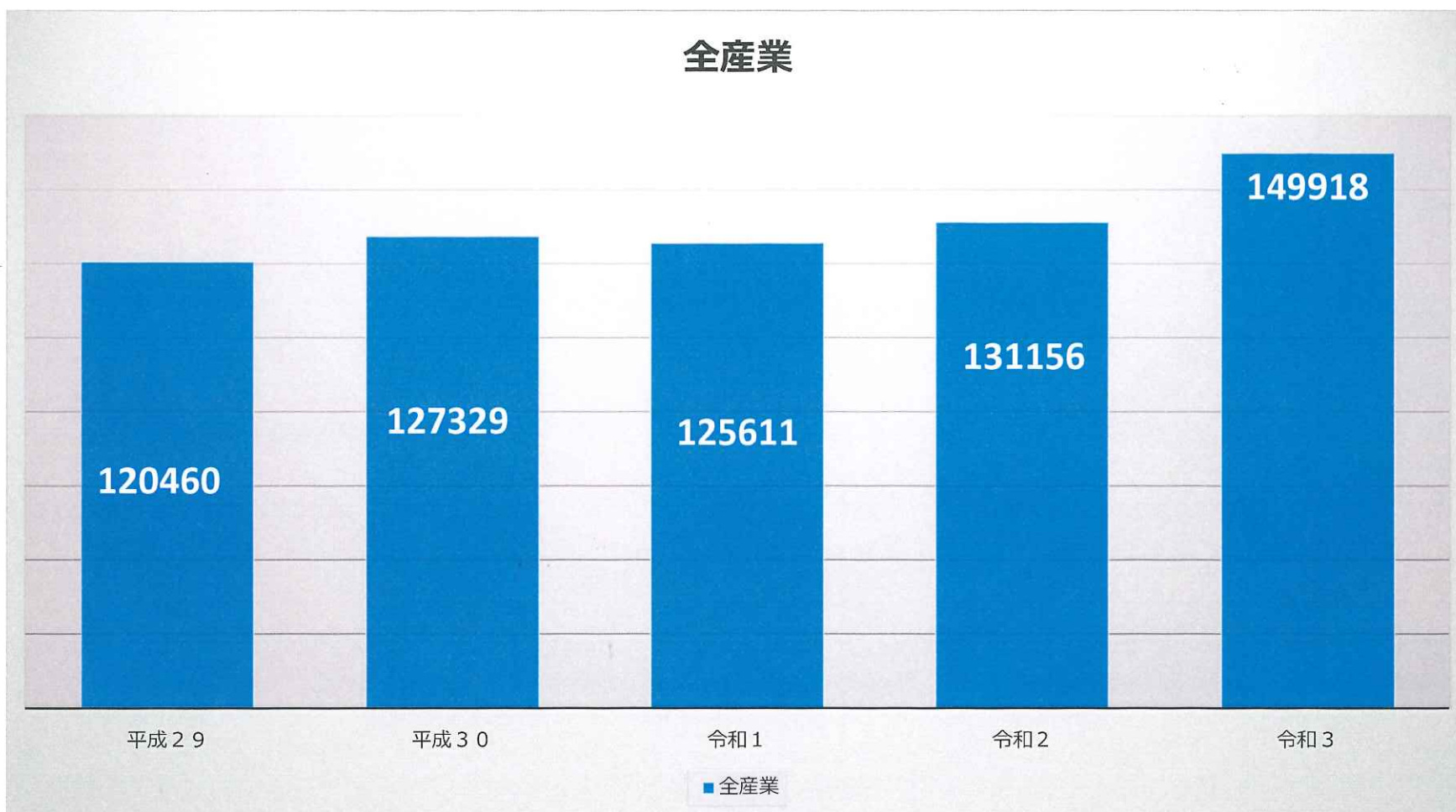
労災事故に遭わないためには
～現場で一人ひとりが何をすべきか～

令和5年1月

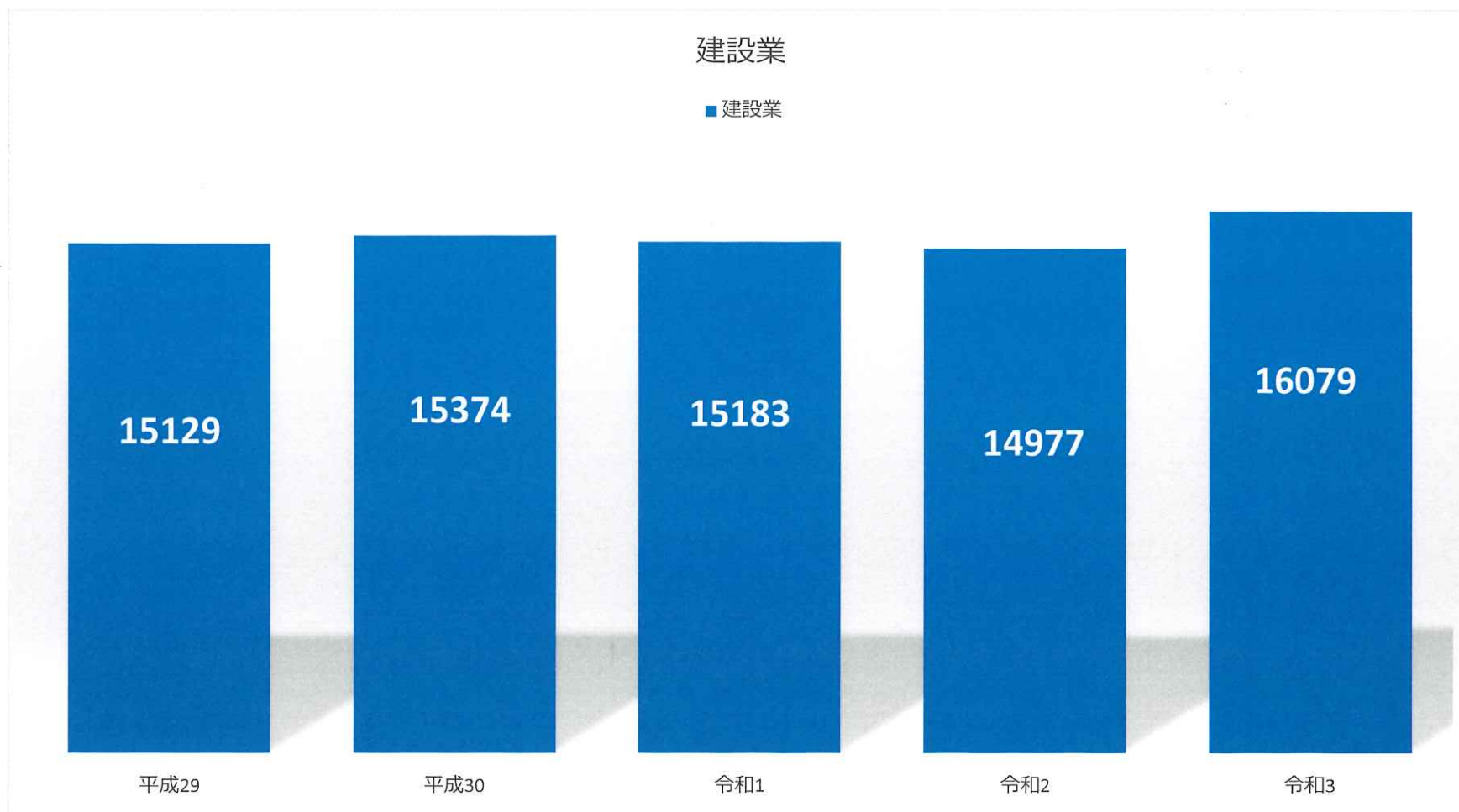


労働災害が増加しています！！

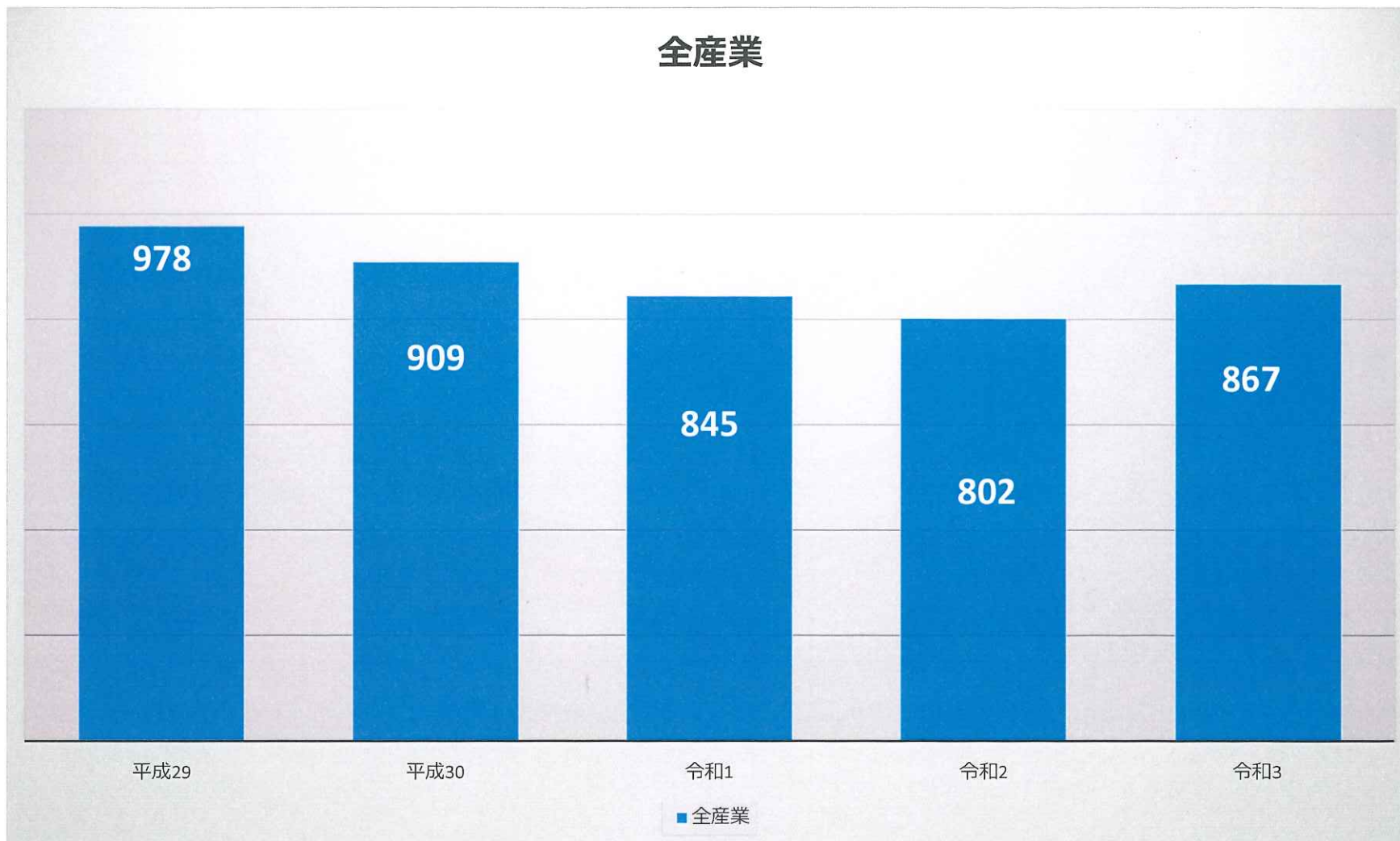
全産業の死傷者数（休業4日以上）の推移



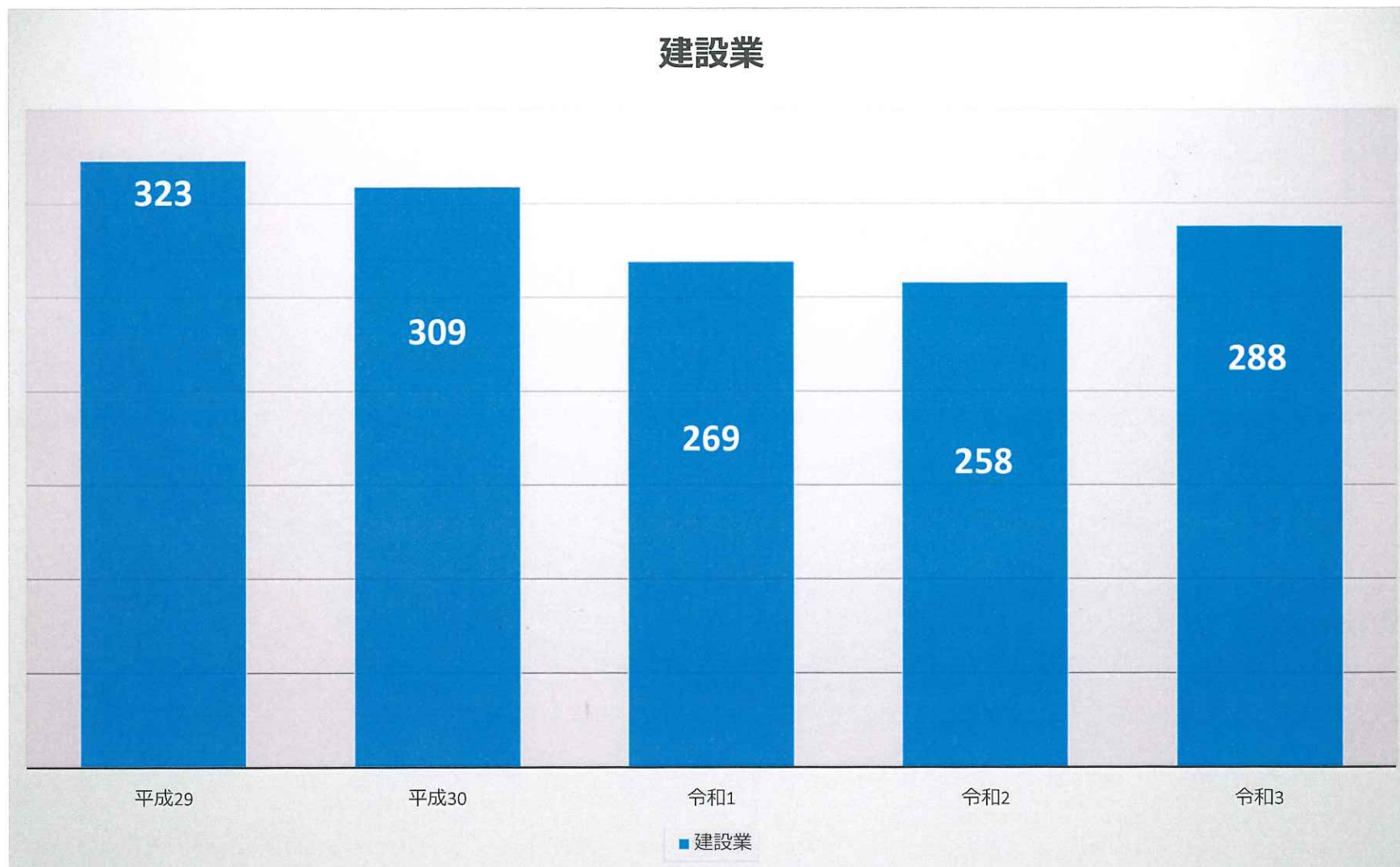
建設業の死傷者数（休業4日）以上の推移



全産業の死亡者数の推移



建設業の死亡者数の推移



災害（事故）は何故起こるのか？

危険の源 = 例えば 開口部 クレーン、バックホウ等の重機
高いところにある作業場所 等々

これらを **ハザード** といいます

この**ハザード**が具現化（具体的に形になって現れること）すると

労働災害 となるのです

したがって、**ハザードが具現化しなければ、労働災害は発生しない**ということになります

ハザードを具現化させないためには

高



優先
順位



低

- 1 ハザードそのものをなくしてしまう
例 有害物を無害な物に替える
高所作業をなくす（足場や型枠を地上で組む）
無人化施工を行う 等々
- 2 工学的な対策を行う
例 回転物に覆いを設ける
有害蒸気の発散を吸排気装置により除去する
重機に感知センサーを取り付ける 等々
- 3 管理的な対策
例 危険個所への立ち入りを禁止する標示
見張りや誘導員の配置
不安全行動を減らすための安全教育 等々
- 4 個人用保護具の使用

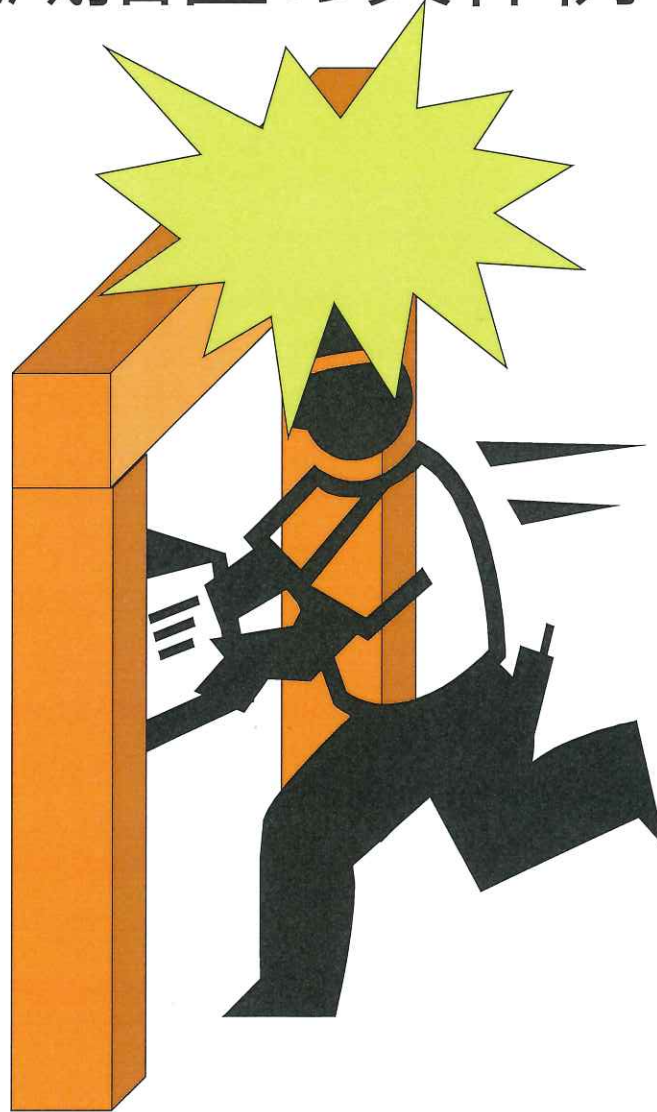
適切かつ有効な対策を講じるには

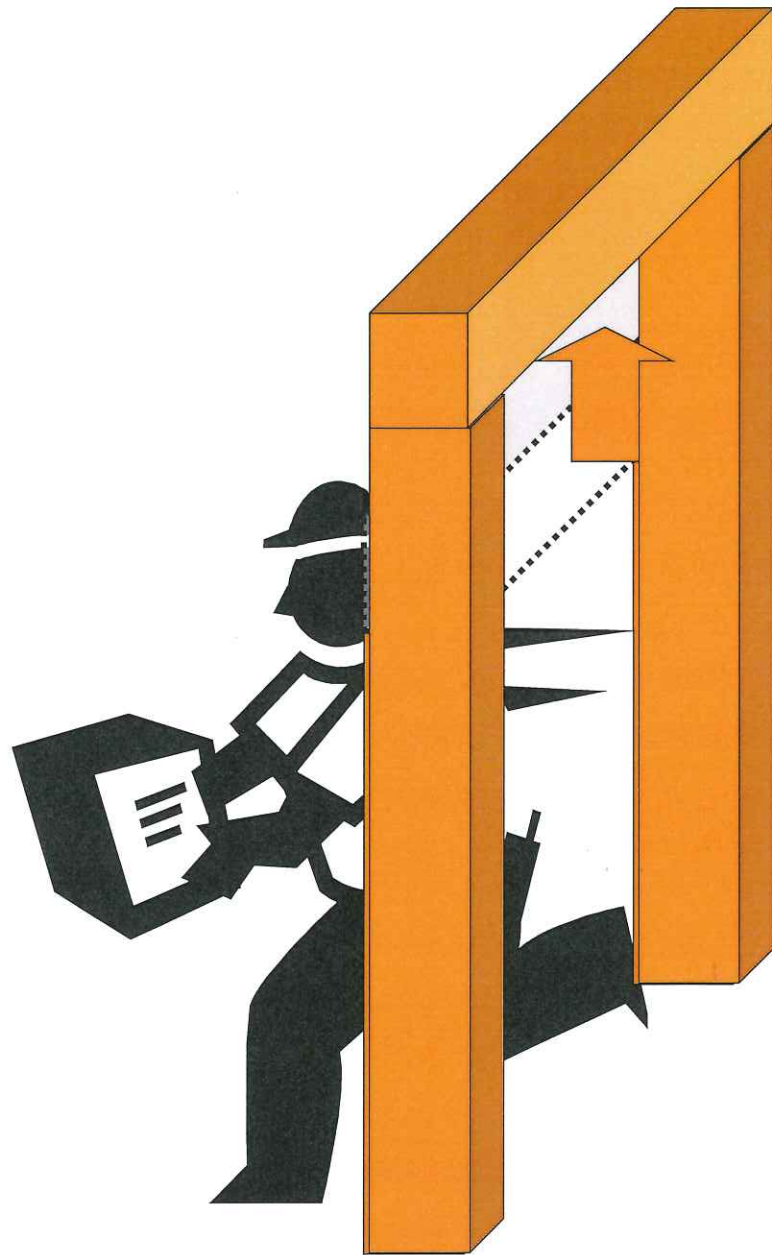
リスクアセスメントを適切に実施することが重要！！

リスクの大きさ（＝災害の可能性と発生した場合のケガや病気の重さの程度）は、危険源（ハザード）の大きさとそのハザードに作業でどのように関わっていくかで決まります

すべてのリスクをゼロにすることは不可能なので、リスクの高いものから優先的に許容できるリスクの程度まで低減していくことが必要です！！

リスク低減措置の具体例





危険性又は
有害性の
除去又は
低減



管理的对策





個人用
保護具の
使用

実際の事故事例

これらの作業ではどのようなリスクがあり、効果的な対策にはどんなものがあったのでしょうか？

考えてみましょう！！

競歩の給水用コップに消毒液 山梨・高校総体、選手1人が棄権

2022/05/08 20:37

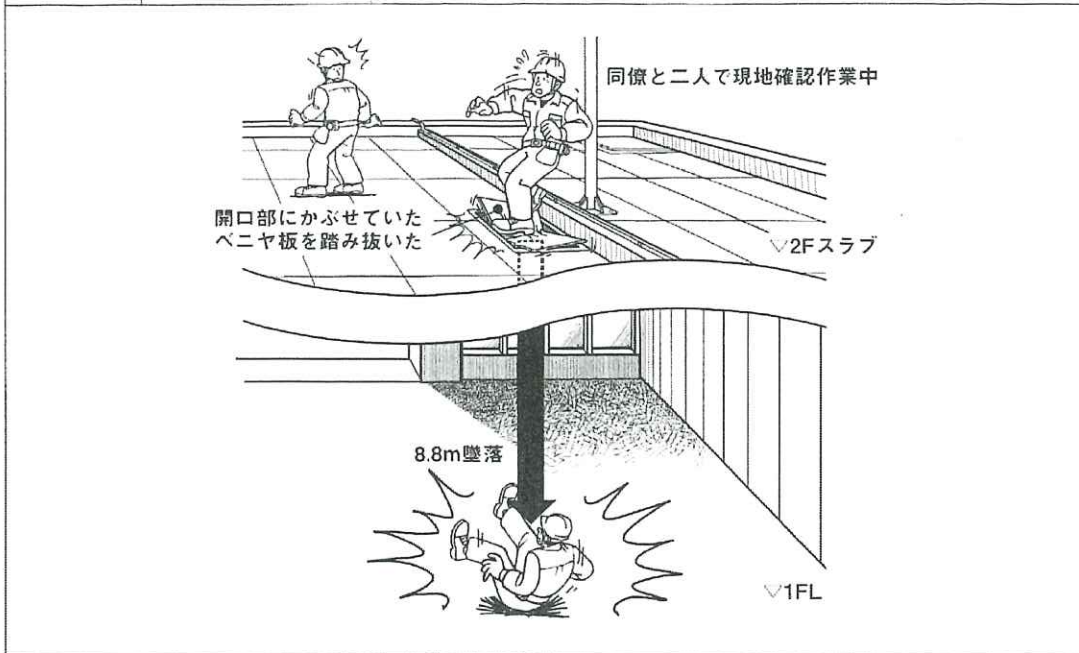
甲府市で7日に行われた山梨県高校総合体育大会の女子5000m競歩で、給水用コップに誤ってアルコール消毒液を入れ、複数の選手が口にしていたことが8日、県高校体育連盟関係者への取材で分かった。

選手1人が直後に倒れ込んで嘔吐し途中棄権したほか、2選手が口から吐き出して競技を続けた。3人は病院で治療を受けた。回復に向かっているという。

担当者が競技場内の倉庫に保管されていたペットボトル3本からプラスチック製で透明のコップに注いで並べ、給水エリアを設置。1本が消毒液だった。倉庫で水と同じ箱に保管、ラベルもついていなかったため、水と思い込み使用したとみられる。

事故の型	墜落・転落		養生用枠組足場を大払しする作業で、足場上から墜落				
作業種別	足場解体作業	発生月等	6月	時刻 10時40分	天候 曇		
現場工種等	ゴミ処理施設、RC造		起因物	足場	墜落高さ	23m	
請負回数	3次	職種	とび工	経験年数	4年	入場日数	4日
災害発生状況	<p>清掃工場解体工事における養生用枠組足場の取外し作業で、外側に防音パネルを設置したまま2段6スパンのユニットを揚重中、外側連結ピンが外れないため被災者が外しに行ったところ、最後の1本のピンが抜けてユニットが跳ね上がり、とっさに掴もうとしたが掴み損ね足場上から墜落した。被災者は安全帯を使用していなかった。</p>						
原因	<p>①安全帯取付け設備がなかった。 ②足場外側に防音パネルを取付けたままだった。 ③足場解体の作業計画や作業手順書に親綱の設置方法や取り外し時期について不備があった。 ④作業主任者が不安全行動を黙認していた。</p>						
対策	<p>①足場の墜落防止措置の状況を作業前に確認する。 ②防音パネルや落下防止ネットは足場解体前に取り外す。 ③作業計画や作業手順書を見直す。 ④作業主任者は安全帯の使用状況など不安全行動を監視し、作業を直接指揮する。</p>						

事故の型	墜落・転落	開口部に敷かれていたベニヤ板を踏み抜き墜落
------	-------	-----------------------



作業種別	解体作業	発生月等	3月	時刻	7時33分	天候	曇
現場工種等	複合施設、S造及びSRC造	起因物	通路	墜落高さ	8.8m		
請負回数	1次	職種	その他建機運転工	経験年数	8年	入場日数	452日

災害発生状況

夜間作業者が前日に2階スラブの床下空調吹出し口を撤去し、開口部となっていた箇所へ止水用の薄ベニヤ板をかぶせた。被災者は朝礼後、前日の夜間作業の終わり仕舞いと当日作業の現地確認を行うため、同僚と2階スラブを移動中、開口部にかぶせていたベニヤを踏み抜き1階へ墜落した。

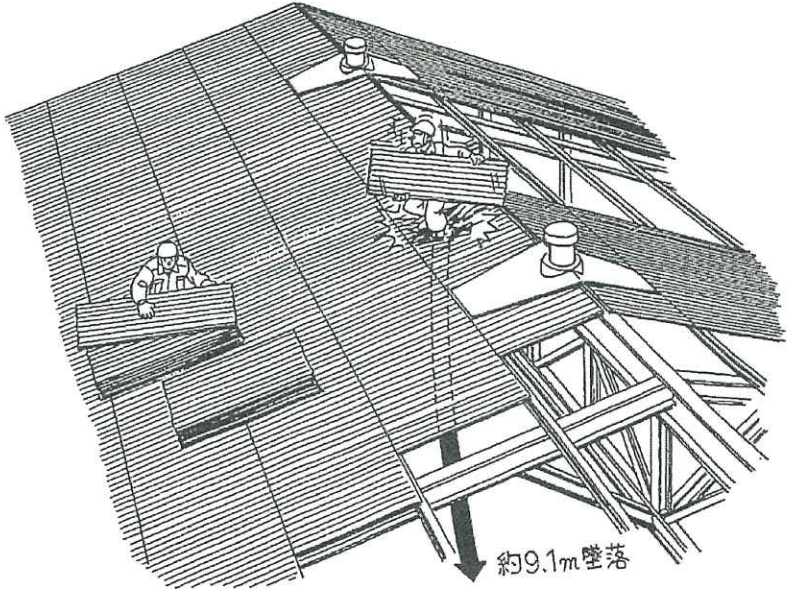
原因

- ①開口部に覆い、手すり等の墜落防止設備がなかった。
- ②作業計画や作業手順に不備があった。
- ③KYの内容が不十分であった。
- ④安全施設の点検が不足していた。

対策

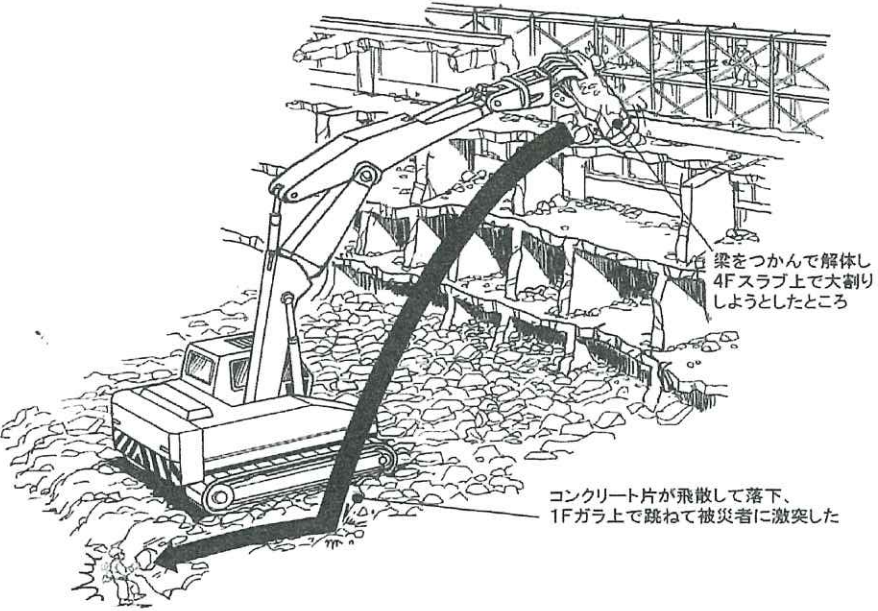
- ①開口部発生前に周囲に手すりを先行して設置する。発生後は鉄板等で覆う。
- ②解体作業に先立ち、開口部養生手すりを先行させる作業計画や作業手順を定める。
- ③現地KYにより開口部の危険性の低減措置を実施する。
- ④元請は開口部の養生状況を点検し、必要な場合には直ちに是正を指示し、作業間連絡調整会議・朝礼等で周知する。




事故の型	墜落・転落	工場解体中、屋根を踏み抜き墜落					
							
作業種別	解体作業	発生月等	7月	時刻	13時50分	天候	晴
現場工種等	工場、S造	起因物	屋根、梁	墜落高さ	9.1m		
請負回数	3次	職種	解体工	経験年数	8年	入場日数	1日
災害発生状況	<p>解体する工場のスレート屋根上で、被災者と同僚の2名でスレートを集積していた時、スレートを踏み抜き墜落し頭部を強打した。</p>						
原因	<p>①高所作業車で行う作業計画、作業手順（下からスレート材を取り外す計画）を変更し、スレート屋根上で作業した。 ②天井部に配管があり、高所作業車では作業しづらい場所が生じた。 ③職長は、屋根上に登らない、高所作業車で撤去による荷卸の実施、木毛板は割って落とすよう指示したが、作業の確認をしなかった。 ④統責者が巡視中、作業員は屋根上に登っていないと思い込み、不安全行動の是正の指摘ができなかった。</p>						
対策	<p>①作業計画や作業手順にない作業が発生した時は、職長と元請職員が協議し統責者の承認を得て作業を行う。 ②大型垂直リフトを使用し、作業の障害となる配管撤去を先行させるよう作業手順を見直す。 ③職長は、作業員に指示した内容で作業が行われているか現地で必ず確認する。 ④統責者、職長は先入観をなくし、現地の確認を徹底する。</p>						

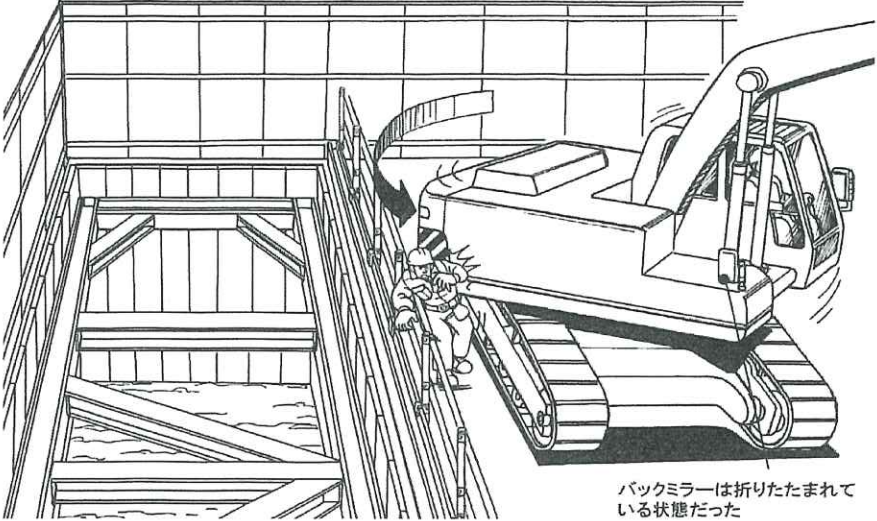
事故の型	墜落・転落	電工が天井内配線中に脚立から転落			
作業種別	電気工事	発生月等	7月 時刻 9時30分	天候 晴	
現場工種等	遊技場、S造・RC造	起因物	脚立	墜落高さ	1.8m
請負回数	3次	職種	電工	経験年数	45年
入場日数	4日				
災害発生状況	<p>リニューアル工事の2階ロビーにおいて、作業員4名とともに天井内の配線作業を行っていた。被災者は幹線ケーブル（3本が一塊となった配線）70mを配線に結んだロープで引き込んでいる最中に、ロープが外れた反動で6尺脚立の中段から転落し頭部を強打した。使用した安全帯は、吊りボルトのアンカー（既存の後打ちアンカー）ごと抜けていた。</p>				
原因	<p>①作業監視者が脚立作業を行った。被災者は71歳と高齢であった。 ②安全帯は使用していたが、フックを掛けていた既設の吊りボルトのアンカーが転落の衝撃で抜けた。 ③配線に結んだ引き込みロープは、改造された物で所定の強度はなく100kg以下の荷重で抜ける物であった。 ④使用していた脚立は無許可で被災者の所持品であった。</p>				
対策	<p>①決められた役割以外の作業は行わない。役割を変更する場合は作業計画や作業手順書を見直し、変更後の内容を作業員全員に周知徹底させる。 ②安全フックを掛ける設備は、複数の吊りボルトで固定されている箇所とする。 ③ロープは規格外の改造品の使用を禁止し、使用前に目視により点検する。 ④脚立の使用を禁止し、可搬式作業台やローリングタワーを設置して使用する。</p>				

事故の型		飛来・落下		吊荷のパイプサポートが抜けて落下し被災者に直撃した			
<p>つり荷のパイプサポート32本が荷崩れし、差し込み部17本が抜け落ちた</p> <p>休憩中、トイレに行くために通りかかった</p>							
作業種別	揚重作業		発生月等	5月 時刻 12時5分		天候 晴	
現場工種等	共同住宅、RC造		起因物	支保工	飛来高さ	14m	
請負回数	2次	職種	型枠大工	経験年数	30年	入場日数	25日
災害発生状況	<p>外部足場最上段（5階）からクレーンのリモコン操作によりパイプサポート32本を荷揚げ中に、14m付近でバランスを崩して荷崩れを起こし、パイプサポートの差し込み部が17本抜け落ち、休憩中トイレに行こうと通行していた被災者を直撃した。被災者は休憩中のため保安帽を着用していなかった。</p>						
原因	<p>①パイプサポートの玉掛けが不備で、吊り荷が不安定なため中パイプが抜け落ちた。 ②昼休みに入ったため、被災者を誘導できなかった。 ③クレーンの作業時間の厳守等、現場ルールが守られていなかった。また、クレーン操作者が一人で作業していた。 ④被災者は保安帽を着用していなかった。</p>						
対策	<p>①パイプサポートの玉掛け手順を周知徹底する。 ②立入禁止措置を徹底する。 ③ヘルバンドを活用してクレーン操作者、玉掛け者、監視員の役割を明確にする。クレーンを使用する作業時間を制限するなど、現場内ルールの周知徹底と遵守の教育を実施する。 ④現場場内の保安帽の着用について再度周知徹底する。</p>						

事故の型	飛来・落下	解体作業中にコンクリート片が飛来して、片付け中の作業員に当たる					
 <p>梁をつかんで解体し4Fスラブ上で大割りしようとしたところ</p> <p>コンクリート片が飛散して落下、1Fガラ上で跳ねて被災者に激突した</p>							
作業種別	解体作業	発生月等	1月	時刻	9時50分	天候	晴
現場工種等	学校、RC造	起因物	建築物、構築物				
請負回数	3次	職種	解体工	経験年数	14年	入場日数	1日
災害発生状況	<p>ドラグ・ショベル（コンクリート圧砕機装着）にて、RC造の建物4階壁の解体作業中に、4階スラブ上へ引き倒した外壁（屋上スラブ、梁、柱）を大割りした後につかんでドラグ・ショベルと躯体の間におろそうとしたところ、コンクリート片の一部（約50cm×50cm、厚さ12cm、重量約60kg）が跳ねて、ドラグ・ショベルの後方で木片等を拾い集めていた被災者の右胸部に当たった。</p>						
原因	<p>①解体工事に従事する作業員以外の者の立入禁止措置が徹底されていなかった。 ②監視人が選任されていなかった。</p>						
対策	<p>①立入禁止措置を徹底させる。 ②監視人を選任し、現場全体を見渡して作業が安全に行われているかを常に確認する。</p>						

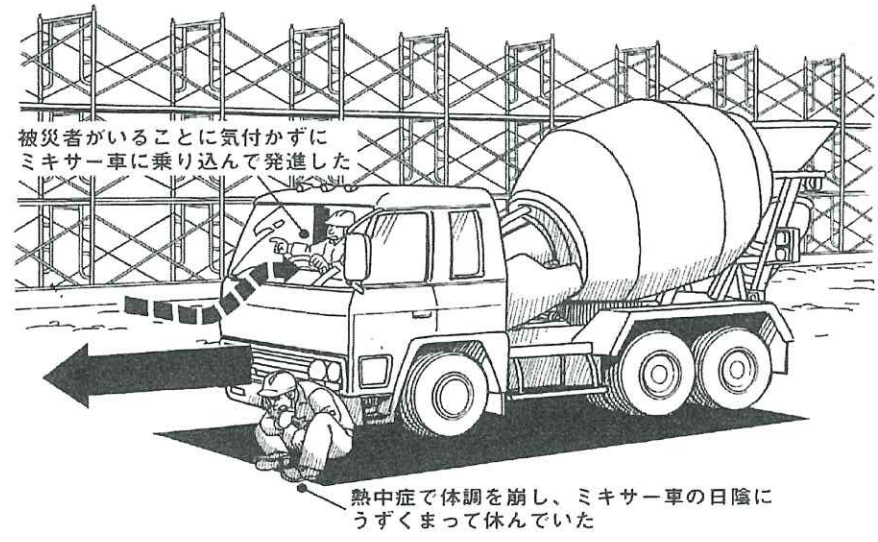
事故の型	飛来・落下	コンクリート圧送配管からコンクリートが噴き出し、顔面を直撃					
 <p>生コンクリートの圧送用配管が閉塞したため配管の解体をしたところ、残圧によって配管内の生コンクリートが噴き出して被災者の顔面を直撃した</p>							
作業種別	道路建設工事	発生月等	9月	時刻	9時30分	天候	晴
現場工種等	トンネル	起因物	その他の起因物				
請負次数	1次	職種	作業員	経験年数	10年	入場日数	9日
災害発生状況	トンネル坑内覆工コンクリート打設中、コンクリートの打設開始間もなく生コンクリート圧送用の配管が閉塞したため、閉塞箇所を特定しようと配管の解体をしたところ、配管内に残圧があり生コンクリートが噴き出し被災者の顔面を直撃した。						
原因	<ul style="list-style-type: none"> ①配管内の清掃が不十分で、先行モルタルに骨材が混入していた。 ②管内の減圧が不十分な状態で配管の解体を行い、筒先に立入ってしまった。 ③ずい道等の覆工作業主任者の指揮のもと、筒先の人払いの日視による確認が不十分であった。 						
対策	<ul style="list-style-type: none"> ①配管内の清掃の手順を、正しく行う。 ②圧送管の筒先の前には、いかなる場合も不用意に立入らない。 ③圧送再開時は、ずい道等の覆工作業主任者が圧送管の筒先付近の人払いを行うとともに、日視による確認の後、圧送を再開する。 						

事故の型		飛来・落下	鉄骨の荷降ろし中、梁材がトラックの荷台から落下し激突				
作業種別	運搬作業	発生月等	2月	時刻	8時25分	天候	晴
現場工種等	工場S造	起因物	金属材料				
請負次数	3次	職種	自動車運転工	経験年数	0.5年	入場日数	1日
災害発生状況	<p>車両から荷降ろし作業中に、吊り上げるために玉掛けした鉄骨（鋼材A）が隣に積んであった梁材（鋼材B）に触れ、荷台から梁材が落下して被災者に激突した。被災者が何をしていたかは不明。</p>						
原因	<p>①危険箇所へ立入った。 ②玉掛け作業の確認が不十分であった。 ③新規入場者教育が不十分であった。</p>						
対策	<p>①危険箇所への立入りを禁止する。 ②玉掛け作業において台付けワイヤーを外した時の荷の安定を確認する。 ③新規入場者教育にて荷降ろし時にはクレーンの作業半径に立入らないよう指導する。</p>						

事故の型	はさまれ・巻き込まれ	ドラグ・ショベルの旋回内に入り、構台の手すりの間に挟まれた					
 <p>バックミラーは折りたたまれていた状態だった</p>							
作業種別	掘削機械作業	発生月等	3月	時刻	10時15分	天候	晴
現場工種等	共同住宅、SRC造		起因物	ショベル系機械			
請負次数	2次	職種	土工	経験年数	20年	入場日数	13日
災害発生状況	<p>ドラグ・ショベルによる二次根切り掘削作業中、乗入れた構台上で重機を移動し旋回したところ、重機の手元作業と合図作業をしていた被災者が、重機のカウンターウエイトと構台手すりの間に挟まれた。なお、重機のバックミラーは折りたたまれたままの状態であった。</p>						
原因	<p>①ドラグ・ショベル周囲の立入禁止措置が行われていなかった。 ②専任の合図者が配置されていなかった。 ③重機のバックミラーが折りたたまれたまま、周囲の確認が不十分であった。</p>						
対策	<p>①立入禁止措置を徹底する。 ②選任の合図者を配置し重機回りの作業員を誘導する。 ③重機のバックミラー等により、周囲とくに後方の確認を十分に行う。 作業開始前に重機の作業計画・手順書を作成し、作業員全員に周知する。</p>						

事故の型	はさまれ・巻き込まれ		斜路上でトラックを止めようとして、ユニック車との間に挟まれた			
 <p data-bbox="1075 215 1512 263">サイドブレーキをかけて駐車していた2tトラックが動き出し、約10m逸走した</p> <p data-bbox="1075 311 1433 375">気付いた運転者が抑えて止めようとしたが、4tユニック車と2tトラックの間に挟まれた</p> <p data-bbox="593 446 728 470">4tユニック車</p> <p data-bbox="862 710 996 734">激突-挟まれ</p> <p data-bbox="1355 686 1534 710">斜路 勾配約5%</p>						
作業種別	除染作業		発生月等	6月 時刻 16時15分		天候 雨
現場工種等	その他の土木工事		起因物	トラック		
請負回数	3次	職種 その他の職種工	経験年数	5年	入場日数	59日
災害発生状況	被災者は4tトラックを誘導するため、自分が運転していた2tトラックを斜路上にサイドブレーキをかけて駐車した。被災者が誘導を終えて駐車中のトラックに戻る途中で、2tトラックが斜路上を動き出した。このことに気づいた4tトラックの運転手は、危険を知らせるためにクラクションを鳴らした。被災者は2tトラックの前方に入って止めようとしたが、2tトラックは止まらず、4tトラックとの間に体を挟まれた。					
原因	<ul style="list-style-type: none"> ①斜路上に歯止めをせずに駐車し運転席を離れた。 ②トラックを止めようとして被災者が危険場所に立入った。 					
対策	<ul style="list-style-type: none"> ①駐車中の車両付近で作業をせざるを得ない場合には、エンジンを停止させエンジンキーを抜き歯止めを設置するなど、駐車時の措置を指差し呼称で確認する。 ②重機を止めるため危険箇所に立入ることのないよう作業員を教育する。作業責任者は誘導員を指名し、作業員からヒヤリハットを聞き取りKYに活用する。 					

事故の型	交通事故	生コン車の左前にしゃがんでいたため、生コン車にひかれた
------	------	-----------------------------



作業種別	生コンクリート打設作業	発生月等	8月	時刻	9時	天候	晴
現場工種等	港湾・海岸工事		起因物	その他の動力運搬機			
請負次数		職種	普通作業員	経験年数	15日	入場日数	15日

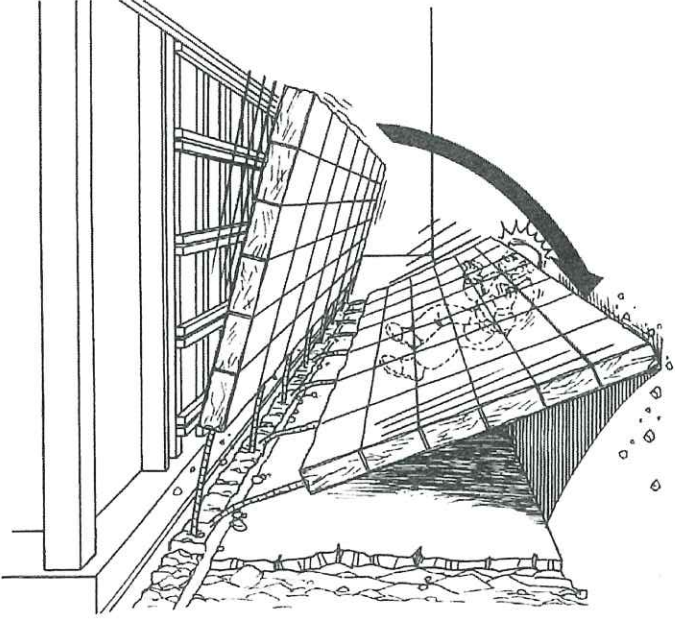
災害発生状況

コンクリート打設時の生コン製造係の被災者は、生コン車の誘導を行っていたが、体調が悪くなったため直射日光の当たらない生コン車の左前にしゃがみ込んでいた。運転手が気づかずに発進し、被災者を轢いてしまった。

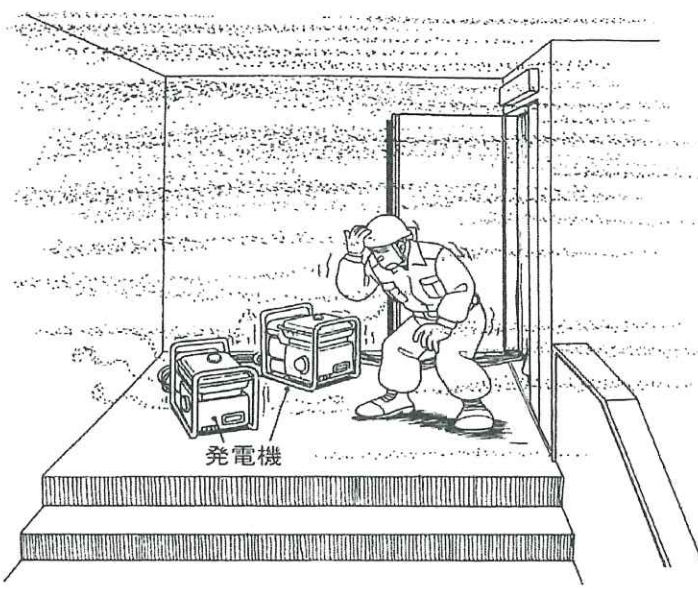
- 原因**
- ①危険箇所へ立入った。
 - ②体調が悪いのに休まなかった。
 - ③熱中症予防が不十分であった。
 - ④誘導者が配置されていなかった。

- 対策**
- ①誘導員を配置し、誘導員は運転手の死角に立入らないよう指導する。
 - ②職長は毎朝の朝礼時に健康KYを実施し、作業員の体調を開き取り確認する。
 - ③空調服を活用し、熱中症対策を行う。
 - ④誘導は警笛や手合図にて行う。運転手は必ず窓を開けて合図を確認できる状態で待機し、誘導員の合図により移動を開始する。



事故の型	崩壊・倒壊	解体中のブロック塀と外壁の間に解体工が挟まれた					
							
作業種別	斫り作業	発生月等	12月	時刻	9時5分	天候	晴
現場工種等	店舗・商業施設		起因物	建築物。構築物			
請負回数	1次	職種	解体工	経験年数	15年	入場日数	2日
災害発生状況	<p>近隣の建屋との境界となる既存ブロック塀（8段、高さ1.6m）の解体作業を行っていた時に、既存ブロック塀が近隣建屋側に転倒し、被災者は近隣建屋の外壁とブロック塀との間に挟まれた。</p>						
原因	<p>①作業開始前の現場状況の確認をせず、解体の作業計画や作業手順書を作成していなかった。 ②古いブロック塀で鉄筋が基礎にきちんと入っておらず、自立強度が不足していた。 ③コンクリートブロックの上部から解体する指示を守らず、足元から解体した。 ④一人作業であった。</p>						
対策	<p>①元請は解体の時期・方法について事前に解体の作業計画書を作成する。協力会社は元請の計画に基づき作業手順書を作成し、作業員に周知する。 ②解体するコンクリートブロック塀の構造・強度等を確認する。調査結果に応じて事前に転倒防止等の必要な補強を実施する。 ③担当職員は作業開始前に作業者と作業手順を確認する。 ④一人作業は禁止し、必ず相番者とともに作業させる。</p>						

事故の型	火災	ウレタン撤去作業中、ガス配管を切断した時にウレタンに引火					
作業種別	解体作業		発生月等	11月 時刻 13時50分		天候 晴	
現場工種等	倉庫、RC造			起因物	ガス溶接装置		
請負次数	3次	職種	斫り工		経験年数	4年	入場日数 25日
災害発生状況	3階冷蔵庫前室において、ドラグ・ショベル（ミニバックホウ）でコルクウレタン撤去を行っていたが、配管が邪魔になったため、配管をガス切断していた時に、壁・天井に残っていたウレタンに引火して火災が発生した。						
原因	<p>①打ち合わせ以外の機材を使用し、持込み禁止のガス切断機の使用を黙認していた。水バケツは設置していたが、消火器を設置していなかった。防火シートを準備していなかった。</p> <p>②作業員はウレタンが引火性が強いことを知らなかった。</p>						
対策	<p>①事前に作業計画書や作業手順書を作成し、必要資材を確保する。始業時に火気厳禁が予想される作業に対する指導を行い周知徹底する。</p> <p>②作業員にウレタンの引火性と火災が発生したときの影響について教育を行う。</p>						

事故の型	有害物との接触	密閉した部屋で発電機を使用して一酸化炭素中毒			
					
作業種別	解体作業	発生月等	5 月 時刻 13 時 7 分 天候 晴		
現場工種等	店舗、SRC 造	起因物	原動機		
請負次数	2 次	職 種	解体工	経験年数	13 年
				入場日数	55 日
災害発生状況	被災者は正午の休憩に入る前に、3 階の屋内非常階段に設置されている投光器用の発電機の電源を一人で切りに行った。同僚は 13 時の作業開始時に作業箇所の投光器の電気がついていないため、発電機の設置場所を見に行ったところ、被災者が発電機の横で倒れているのを発見した。				
原因	<ul style="list-style-type: none"> ① 発電機を屋内で使用した。 ② 換気設備が設置されていなかった。 ③ 作業計画書、作業手順書が作成されていなかった。 				
対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 発電機は屋外に設置する。 ② 屋内に設置せざるを得ない時は、換気設備を先行して設置する。 ③ 照明、発電機、足場、通路、重機、換気計画等の作業計画書を作成する。作業手順書に基づき、一酸化炭素中毒に関する教育を実施する。 				

事故の型	有害物との接触	エレベータ内で内装材張り替え中に有機溶剤中毒					
作業種別	昇降機作業	発生月等	6月	時刻	13時34分	天候	晴
現場工種等	事務所、SRC造		起因物	有害物			
請負次数	3次	職種	塗装工	経験年数	12年	入場日数	1日
災害発生状況	<p>エレベータのカゴ内で、内装ダイノックシート（化粧シート）の張替作業を行っていた。8階フロアで作業を行っている時に、午後になって応援に来た作業員は、エレベータの開口扉が閉まっていたので扉を開けたところ、被災者が内部で倒れているのを発見した。</p>						
原因	<p>①作業計画書、作業手順書が作成されていなかった。 ②エレベータ内の扉を閉めて有機溶剤を使用した作業を行った。換気設備が設置されていなかったため、換気をしていなかった。防毒マスクも使用していなかった。</p>						
対策	<p>①作業計画書、作業手順書を作成する。作業手順の確認を行い、作業は2名1組とし、1名は室内作業、1名は監視人を配置して、換気・立入禁止・火気厳禁を徹底させる。 ②有機溶剤を使用する作業では換気設備を設置し、保護具の適正使用の徹底を図る。硫化水素等の有毒ガスや酸素欠乏等の安全対策を作業員に教育する。</p>						

建設工事における労働災害防止のポイント

- 1 計画段階におけるリスクアセスメントでできる限り、リスクの低い工法を採用する
- 2 低減しきれなかったリスクについて、工学的対策、管理的対策を講じ、できる限りリスクを低減しておく
- 3 自然環境の変化、工事の進捗状況によって現場の安全衛生を巡る状況は刻々と変化していくので、現場の統括管理を担う元請が、それらに応じた適切な安全衛生管理を行う
- 4 現場のルール、作業ごとの安全ルールの遵守の徹底 個人用保護具の使用の徹底 ← 相互注意の徹底
- 5 作業員一人ひとりが危険に対する感受性を高めることが何より重要 ← KYT（危険予知訓練）

ご静聴ありがとうございました。



ご安全に

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



～ A社さんのケース ～



A社さん、インボイス制度のこと検討してます？
お互いに関係があるみたいなんですよー

インボイス制度ですか・・・？



インボイス制度 (適格請求書等保存方式) とは・・・

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス** (適格請求書) を**保存する必要があります**
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者** (適格請求書発行事業者) の**登録を受ける必要があります**、登録を受けると、**課税事業者として消費税の申告が必要**となります

売手
(インボイス発行事業者)



買手
(課税事業者)



A社さんの 疑問

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

疑問 2 当社が登録しないと
どうなるんだろう・・・
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問 3 申告って、どう計算するの？
課税事業者は、**売上げの10%を納税**しなきゃいけないの？

疑問 4 登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問 5 インボイスって
どう作ればいいの？



疑問 1 仕入税額控除ってなに？



納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

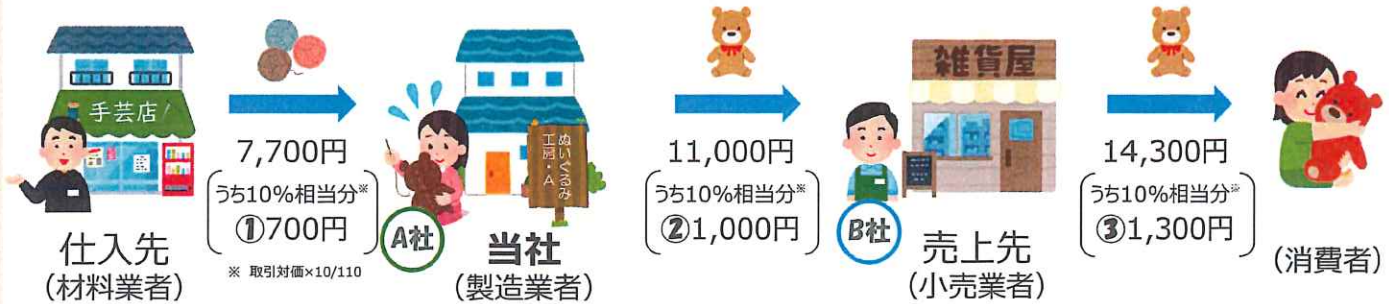
差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
**インボイスの保存
が必要**

**インボイスがなければ
仕入税額控除できない***

* 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



疑問 2

当社が登録しないと
どうなるんだろう…



登録をしないと、
売上先 (B社) にインボイスを交付できない
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができない
ということは…

$$\text{③ 1,300円 (売上税額)} - \text{② 0円 (仕入税額)} = \text{1,300円 (納付税額)}$$

② 1,000円の控除不可

ポイント

当社 (売手) がインボイスを交付した
場合と比べ、**売上先 (買手) の納
付税額が大き**く計算されます*

* 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)
制度開始後 6 年間は、仕入税額の一定割合を控除でき
ます (請求書の保存など、要件があります)

* 一定割合 ⇒ 【令和 5 年 10 月～令和 8 年 9 月】 80%
【令和 8 年 10 月～令和 11 年 9 月】 50%

疑問 3

申告って、どう計算するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？



課税事業者になったとしても、インボイスを
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$\text{② 1,000円 (売上税額)} - \text{① 700円 (仕入税額)} = \text{300円 (納付税額)}$$

① 控除可能

ポイント

納付税額は、売上げの10%ではなく、
仕入税額控除後の金額です*

* 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、**簡易課税制度**を
適用することができます

👉 3 ページへ

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

$$\text{売上げの消費税額} - \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

2ページの例だと…

ステップ1

$$1,000\text{円} \times 70\% = 700\text{円}$$

売上税額 みなし仕入率 仕入税額

ステップ2

$$1,000\text{円} - 700\text{円} = 300\text{円}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

ぬいぐるみ
製造業
A社

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

(注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です。その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

疑問 4 登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう。また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください



インボイス発行事業者となる場合…

疑問 5

インボイスって、
どう作ればいいの？



ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、**現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージ**です

～ 請求書の対応例 ～

※ **下線部**は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書		
① 交付先の相手方 (売上先)の 氏名又は名称		(株)〇〇 御中
		▲▲▲▲(株) 登録番号T1234…
② 取引年月日	日付	品名
	11/1	魚 ※
	11/1	豚肉 ※
	11/15	割りばし
	11/29	タオルセット
		金額
		5,000円
		10,000円
		1,000円
		2,000円
		※ 軽減税率対象
③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び 適用税率		④ 売手(当社)の氏名又は名称及び 登録番号
8%対象 15,000円		⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
10%対象 3,000円		
		⑥ 税率ごとに区分した消費税額
		消費税1,200円
		消費税 300円

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記(①から⑥)の記載事項を満たしたものであればインボイスになります**(請求書に限られません)
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**。どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- ▶ **売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します**

登録 手続

インボイス発行事業者の登録を受ける場合は、**登録申請書の提出が必要です**。
登録申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書(マイナンバーカード等)が必要です

申請手続



もっと 詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、
申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

説明会



特設サイト



令和4年2月
(令和4年12月改訂)

[トップページ](#) > [税制](#) > [わが国の税制の概要](#) > [消費税、酒税など（消費課税）](#) > [インボイス制度の改正案について](#)

インボイス制度の改正案について

いいね! 116

ツイート

事務負担軽減?
補助金も?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?

税負担軽減?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

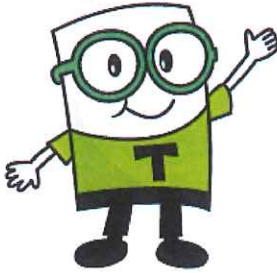
免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前（基準期間）の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方）

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

事例 売上700万円(税額70万円)※サービス業
経費150万円(税額15万円)

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!



実額計算の場合▶

70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶

70万円 - 35万円※ = 35万円

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**

実額計算



簡易課税



特例



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

▶詳しくはこちら

補助金の拡充や事務負担の軽減措置について

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

対象	小規模事業者
補助上限	50~200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内 ▶100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
補助対象	税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金？

IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました！

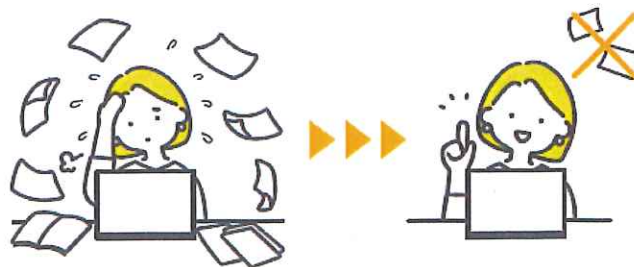
対象	中小企業・小規模事業者等
補助額	ITツール ～50万円（補助率3/4以内）、50～350万円（補助率2/3以内）※下限額を撤廃 PC・タブレット等 ～10万円（補助率1/2以内） レジ・券売機等 ～20万円（補助率1/2以内）
補助対象	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年分）、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って？

1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります！

対象になる方	2年前（基準期間）の課税売上が1億円以下または1年前の上半期（個人は1～6月）の課税売上が5千万円以下の方
対象となる期間	令和5年10月1日～令和11年9月30日



▶ [詳しくはこちら](#)

すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要？

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります！
振込手数料分を値引処理する場合も対象です！

対象になる方 すべての方

対象となる期間 適用期限はありません。



[▶詳しくはこちら](#)

すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫？



大丈夫です！4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です！

[▶詳しくはこちら](#)

[▶登録申請書の令和5年4月1日以後の提出について（国税庁HP）](#)

詳しくはこちらまで

▶インボイス制度を詳しく知りたい方へ（国税庁HP）

- ・[インボイス制度特設サイト](#)
- ・[インボイス制度の説明会等をオンラインや税務署等にて開催しております](#)
- ・[YouTube国税庁動画チャンネル 「分かりやすく教えて！消費税！インボイス塾！」](#)

▶[免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aについて](#)

▶[持続化補助金・IT導入補助金について（令和4年度第2次補正予算・令和5年度当初予算案関連）（中小企業庁HP）](#)

- ・[持続化補助金（PDF）](#)
- ・[IT導入補助金（PDF）](#)

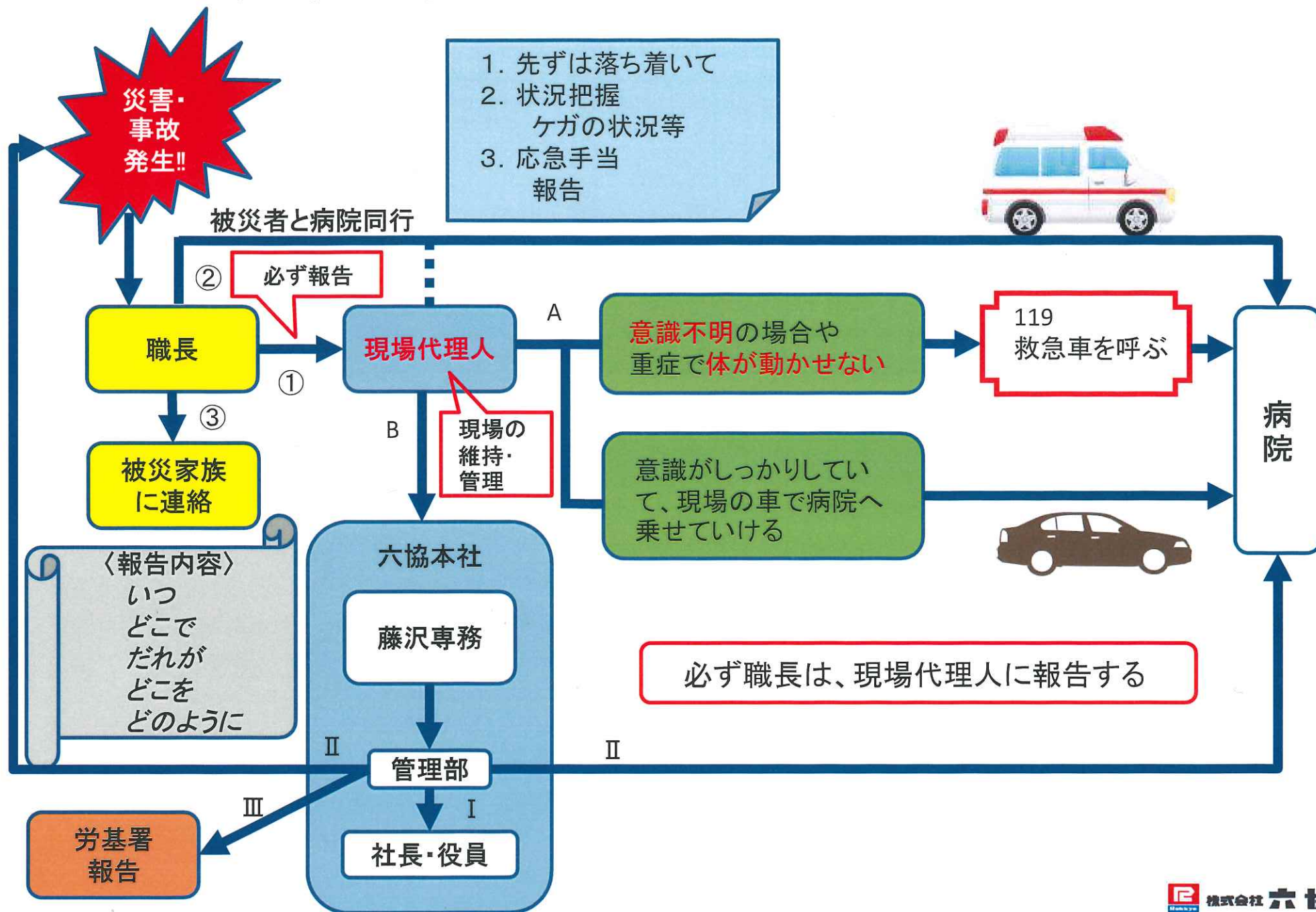
▶その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで



0120-205-553 フリーダイヤル（無料）

受付時間 9:00から17:00（土日祝除く）

<資料④> 災害・事故発生時の連絡フロー





STOP！ 冬季労働災害

～冬季における転倒災害防止対策を実施しましょう～

－ 冬季における転倒災害の特徴－

特徴① 被災者の4割が60歳以上

冬季転倒災害の被災者の約4割が60歳代以上となっています。50歳代以上を加えると全体の約7割にもなります。高齢労働者は筋力や体力の衰えによって被災しやすいため、転倒災害防止対策でも特別な配慮が必要となります。

特徴② 5割近くが出退勤時

出退勤時に会社の駐車場や駐車場までの通路等で転倒するケースが半数近くを占めています。暗さのため、路面の状態を確認しづらい夜間や早朝・夕方の時間帯に発生しています。また、体が覚醒していない朝の通勤時間帯にも発生しています。

特徴③ 5割以上が1か月以上の休業

冬季転倒災害のうち、1か月以上仕事を休まなければならないケースが半数以上を占めています。なかには、半年も仕事を休まなければならない怪我につながることもあります。また、高齢労働者は、休業日数が長期化する傾向があるため、特別な配慮が必要です。

滑りにくい「靴底」の冬靴を選び、凍結・積雪路面での転倒に備えましょう！

●ピン・金具付きの底

先の尖った金属のピンや金具が靴底に取り付いており、かたい氷を強くひっかき突き刺します。



※ただし、通路等の床面によっては、却って滑りの原因となる場合やマット等に引っ掛かるなど転倒の危険がありますのでご注意ください。

●深い溝のある靴底

深い溝のある靴底は、路面に対するグリップ力が強く滑りにくくなっています。靴底が柔らかいものを選ぶとなお効果的です。



●柔らかいゴム底

柔らかいゴム底を使った靴底は、路面に対する接着力が強いいため、滑りにくくなっています。



●滑り止め材入りゴム底

滑り止め材が加工されている靴底は「やすり」のように路面の表面をひっかくため滑りにくくなっています。

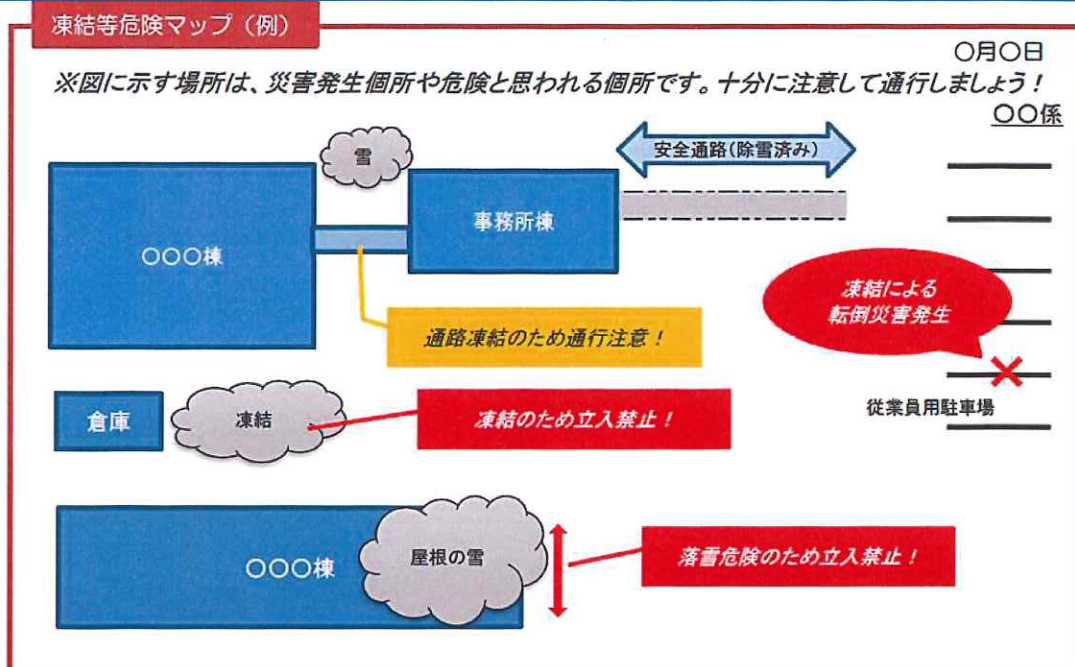


冬季転倒防止チェックリスト

あなたの職場は大丈夫？
凍結等による転倒リスクをチェックしましょう

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	積雪、凍結時に転倒のおそれのある場所を明確にし、注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
2	除雪用具、融雪剤、転倒防止用マットを準備していますか	<input type="checkbox"/>
3	段差のある箇所や滑りやすい場所などを、転倒危険場所として「見える化」していますか	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
5	「ながら歩き」や走つての移動、ポケットに手を入れたまま歩くことなどを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
6	屋外通路や駐車場等における転倒防止のため、滑りにくい靴や手袋の着用を推奨していますか	<input type="checkbox"/>
7	降雪、凍結前に労働者に対し、転倒を予防するための教育・指導等を実施していますか	<input type="checkbox"/>
8	降雪、気温に関する気象情報を把握し、注意喚起を行うための体制を確保していますか	<input type="checkbox"/>

事業所の敷地内等における凍結等危険箇所について周知を図りましょう！



事務所出入口のヒートマットの設置例



凍結等により滑りやすくなる箇所には事前の対策を！



決 意 表 明

私達、六協社員並びに六協協力業者一同は、人命尊重を基本理念とし、労働災害防止活動を積極的に推進し、職場の安全を第一に自覚して規律を守り相互に協力し合い次の事項を実行します。

一 私達は、整理・整頓・清掃・清潔・躰の5Sを実行し安全確保に努めます。

一 私達は、危険予知の確認をし、正しい作業手順で危険ゼロの職場環境を目指します。

一 私達は、健康管理に注意し、日々作業に従事します。

一 私達は、交通規則を守り、安全運転に心掛け、マナーアップに努めます。

一 私達は、笑顔を絶やさず、明るく元気な挨拶をし、常にイメージアップを心掛けます。

以上、全力で取り組むことをここに宣言します。

令和五年一月一八日

令和四年度 六協安全衛生大会